

清末行政綱目訳註補遺

千葉 正史

一 はじめに

筆者は、かつて本紀要に三回にわたって「清末行政綱目訳註」と題する近代中国の史料解題ならびに翻訳を掲載した。^① 本稿は、その後の調査によって新たに発見することができた史料に基づき、その内容に補足・修正を加えたものである。冒頭に、その概要について説明することとした。

(一) 行政綱目の概要と史料状況

前稿で取り上げた「行政綱目」と題された史料は、立憲制移行を前提とした行政体制の全面的再編を目的に、一九一〇年に清朝政府により作成された文書である。その概略を今一度説明すれば、立憲制実施に向けた制度設計検討機関として設置されていた憲政編查館の手で、この時点では一九一六年に予定されていた憲法の公布までに行政システムをどのように再編すべきかについて、一覧表の形式で行政事務の各分野ごとに明示した内容で作成された。その構成は、冒頭の「行政綱目総論」で行政事務全体を解説した上で、「国家行政事務類別表」「国家行政事務分部表」「国家行

政機関等級表」で、その分類と執行に当たる行政機関の等級を整理し、そして各分野の行政事務を、外務部・度支部・陸軍部・法部・民政部・学部・農工商部・郵便部・理藩部の中央各部ごとに立表して、その執行主体を、中央政府が直接執行する「直接官治」、中央政府が地方官僚に委任して法令に基づき執行させる「間接官治」、地方官僚が法令に従って執行する「地方官治」、地方自治体の職員が法令に従って執行する「地方自治」の四等級に区分して配列するものとなっている。その作成にあたっては、日本で長期にわたり政治制度考察をおこなった憲政編查館提調の李家駒が主導的な役割を果たしたとされ、²⁾同時期の日本の行政制度を中心に参照してまとめられた内容となった。

その政府部内における取り扱いの過程は、一九一〇年四月八日（宣統二年二月二十九日）に、慶親王臣奕劻ら憲政編查館大臣の名義で、皇帝―実際には、幼少の宣統帝溥儀にかわり政務を総攬していた実父の醇親王載灃に上奏文とともに提出された。そして、その内容は関係する各部により検討されることとなり、その結果をふまえて、同年十一月五日（宣統二年十月四日）に改めて修正案が同館より提出されて承認された。以後、この行政綱目の内容が清朝政府の行政改革の基本方針として策定され、官制や財政の改革などの指針として位置づけられることとなったのである。

このように、清末における政治体制改革の上で重要な意味を有する行政綱目の存在は、しかし近年に至るまでほとんど周知されてこなかった。その背景としては、史料上の制約を指摘することができる。現在、その全容を知ることのできる史料は、『大清宣統新法令』という当時の定期刊行物のみであり、近年は復刻がなされたものの、³⁾長らく所蔵される図書館等も限られて文字通り稀覯に属する文献であった。筆者は前稿において、東京の東洋文庫に所蔵されている史料に依拠して、その全文ならびに日本語訳を掲載した。その際には、原文で明らかに文字の誤記と思われる箇所について、可能な限り校訂を加えて訳註稿を作成した。ただ、原史料を参照する機会は得られず、その意味では内容の正確性を担保する上で、一定の限界があったことを認めざるを得ない。

(二) 行政綱目に関する新出史料の発見と訳註内容の補訂

前稿を発表してから、筆者は同時期の関連する史料調査を継続した。その結果、行政綱目の解題に当たる提出時の憲政編查館大臣による上奏文の原本、そして前稿執筆時には参照することのできなかった一九一〇年十一月に提出の行政綱目修正案を、それぞれ発見することができた。これらを参照した結果、前稿で掲載した内容には、一部ではあるものの、補足ならびに修正を加える必要があることを確認した。以下に、それぞれの経緯を説明しておきたい。

まず上奏文の原本については、台湾台北市に所在する国立故宫博物院の図書文献館が所蔵する「清代宮中檔奏摺及軍機処檔摺件」の中に含まれていることを確認し、入手することができた。台湾の故宫博物院が清代の宮廷の「檔案」すなわち公文書を多数所蔵している経緯については、前号に掲載した「清末における各部立案籌備立憲九ヶ年計画」でも述べたところであるが、^④国共内戦時に故宮の文物と共に台湾への移送が取り組まれたことで、清末の政府公文書についても一定部分が現在同館に所蔵され、広く閲覧に供されている。行政綱目の提出に関する憲政編查館大臣の奏摺（上奏文）については、左記のような分類で所蔵され、館内のパソコンを使用して、画像ファイルの形式で閲覧・印刷が可能となっている。

清代宮中檔奏摺及軍機処檔摺件 文獻編號一八一六二一

これにより原文を確認することができた結果、『大清宣統新法令』に掲載された上奏文は、冒頭と末尾の概要提示の部分が省略されているほか、ごく僅かではあるが文字に誤記があることが明らかになった。

一方、行政綱目の本文については、同館にも所蔵はなく、現在に至るまでその原文は残念ながら確認することができ

ていない。ただ、中国北京市に所在する国家図書館の古籍館において、行政綱目の修正案が「欽定行政綱目」の題名による石印本として所蔵されていることを確認し、このほどその全文を入手することができた。その所蔵データは、左記の通りである。

普通古籍 索書号五〇三三〇／五〇五四七

前述したように、関係する各部による検討をへて作成された同文書は、新たに海軍部の管轄分野についても立表するなど、原案より相当程度の修正・変更が加えられている。ただ、原案よりそのままの箇所も多く、内容を確認した結果、『大清宣統新法令』に掲載された内容には、いくつか誤記等があることが明らかになった。その中には、前稿で試みた校訂の際には気付かなかったものがあり、訳文についても訂正の必要が生じることとなった。

本稿では、以上の調査結果をふまえて、前稿「清末行政綱目訳註（一）～（三）」の内容に補訂を加えることとした。基本的には、修正の必要のある箇所のみを掲載して、その修正後の内容を示したが、上奏文については全文を掲載した。これにより、前稿の誤りは一定程度正すことができたと思うので、今後は前稿を参照するに当たっては、本稿も必ず参見するようお願いしたい。

なお、「欽定行政綱目」については、次号以降で改めて取り上げ、その全文について同様に訳註稿を作成することで、こうした清末における行政改革の取り組みが、最終的にどのような内容で実施されたかを知る手がかりとして、提示できるとしたい。

註

一二二—一二四頁。

- (1) 千葉正史「清末行政綱目訳註(一)」『東洋大学文学部紀要』第六五集史学科篇第三七号(二〇一二年三月)。「清末行政綱目訳註(二)」同第六六集史学科篇第三八号(二〇一三年三月)。「清末行政綱目訳註(三)」同第六七集史学科篇第三九号(二〇一四年三月)。
- (2) 曾田三郎『立憲国家中国への始動——明治憲政と近代中国』(思文閣出版、二〇〇九年) 八〇—八四頁、
- (3) 上海商務印書館編訳所編纂、李秀清ら点校『大清宣統新法令(一九〇一—一九一二年)点校本』(商務印書館、二〇一〇年)。第八卷二五六—二九九頁に行政綱目を掲載。
- (4) 千葉正史「清末における各部立案籌備立憲九ヶ年計画」『東洋大学文学部紀要』第七〇集史学科篇第四二号(二〇一七年二月)。

二 憲政編查館奏酌擬行政事務明定權限辦法摺 原文および訳文

凡例

- ・ 国立故宮博物院図書文献館所蔵の原本を底本とし、前稿「清末行政綱目訳註(一)」に掲載した内容との異同を示した。
- ・ 修正した箇所については、原文に傍線太字で表記し、補註を施して、末尾の註文でどのように修正したかを説明した。
- ・ 原文については、前稿に準拠して筆者の手で段落分けや句読点を施した。
- ・ 訳文については、前稿に準拠して筆者により補った部分を「」で示した。

【原文】

臣奕劻等、跪奏為行政事務亟宜明定權限、以為籌備憲政之本、酌擬辦法、恭摺仰祈聖鑒事⁽¹⁾。

竊維、君主立憲政體、統治權屬諸君上、而立法·司法·行政、則分權執行。是爲立憲要義。謹案欽定憲法大綱、君上有統治國家之大權、凡立法·行政·司法、皆歸總攬。而以議院協贊立法、以政府輔弼行政、以法院遵律司法。仰見朝廷博采成規、折衷至當、風聲所樹、觀聽一新。

兩年以來、業經籌備事項、如開設諮議局爲各省採取輿論之所、開辦資政院爲上下議院之基。又法院編制法亦經欽定頒行、其京師·東三省所辦各級審判廳、先已成立。各直省亦次第籌設、尅₍₂₎期施行。是立法·司法兩大端、基礎已具。若於行政機關不亟設法整理、匪惟不利推行、且恐滋生弊害。敬爲我皇上縷晰陳之。

一曰、行政權將爲立法權所操縱也。三權分立、固爲憲政之精神、而君主立憲國、則以君主統治大權、冠諸其上。三權之中、惟司法機關孑然獨立。其互相維繫、而處於對待之地位者、則立法與行政二者而已。然徵諸實事、則二者對待、各不相下。必有一焉、隱握運用之權、始劑於平。其在議院政治之國、則議會操縱政府。其在大權政治之國、則政府操縱議會。不於此、則於彼、東西各國有明徵矣。我國憲法、既採大權政治主義、則於議院政治、絕不相容。故造端之始、三權機關、必須同時設立、不可偏廢。否則立法之基先具、既有以磨厲其才、增進其識、而行政機關襲故蹈₍₃₎常、不能相副。雖有人才、無從歷練。優劣相形、勢必成以立法權操縱行政權之局。而君主立憲主旨、將破壞而不可收拾矣。

一曰、行政之統系及責任不明也。凡國家行政同一之事務、必以同一之官府統之。統系既明、責任自專、方能定趨嚮、而促進行。現制、有一事而分隸數部者、有一官而兼轄諸務者。互相牽制、則召爭、互相推諉、則廢事。至於官府不分、皇室事務與國家事務、混而爲一。職掌未定、常設機關與特設機關、動形₍₄₎牴牾。綜₍₅₎此數端、是行政之機關、整理愈不容緩矣。

一曰、國家行政與地方行政界限不明也。行政事務、何者應歸中央直轄、何者應歸地方管理、究其性質、本有專司、不容牽混。現制、每有應歸中央直轄之重要事務、而舉以責諸地方者。相沿日久、遂難分析、以致政令不齊、無從畫一。上

年各省諮議局開會，亦以界限不明之故，動輒有侵越權限之虞。迭經各督撫，以國家行政與地方行政作何區別，電詢臣館，亦因標準未定，不能詳析指明。本年資政院召集在邇。若不先期詳為規定，尤恐權限爭執無已時矣。

一曰、行政事類不分，則財政無從清理也。籌備事宜，既有國家財政與地方財政之分。則國家行政事類與地方行政事類，必先逐一畫分。然後行政經費，始有所據，以為分配、清理財政，始能措手、預算決算，乃可實行。今則內而各部之計畫，外而各省之措施，俱以限於財力，不能進行。遇有要政，部臣不能為謀，所需之經費，或令其自行籌措，或逕攤派於各省。究其歸也，往往以無款可籌之故，要政因以不行。此尤臣等所焦思而重慮者⁽⁶⁾也。

行政關係之鉅若此，則整理機關，實為本原，不容置為緩圖也明矣。惟是治病者，必察其源，治絲者，先理其棼。方今行政之病，由於職掌不清，以致權限不明。則整理之法，必先規定職掌，以明權限所在，方能收整齊畫一之効。是畫分行政職權，又為整理行政本原中之本原也。

考行政之要義，有二。一、區分事務之性質、二、區分執行之機關。

國家行政事務、本極繁曠。必辨其類，以區之，而立為部，以統之。行政事類，大別有五。曰內務行政、曰外務行政、曰財政、曰軍政、曰司法行政。其他事務，不在國家行政之列，即不屬國務統系之中。至分部之法，各國多寡不同。我國現制，設有外務部掌外務行政、度支部掌財政、陸軍部掌軍政、法部掌司法行政。而民政部·學部·農工商部·郵傳部·理藩部分掌內務行政。較之各國編制，雖有異同，揆諸國情，折衷已屬允當。蓋五類行政之機關，缺一不可立國，中外固無二致也。

至於執行機關、約分四級。一曰、直接官治。由中央政府依據法令直接管轄，或由部特設專員分赴各省辦理，直達於部者也。二曰、間接官治。由中央政府委任各省官吏，遵照法令執行，不再由部特設專員者也。三曰、地方官治。由各省官吏遵照法令奉行者也。四曰、地方自治。由各自治職遵照法令奉行者也。凡中央集權之國，不須設地方官治一級，以事統

於民部之故。凡地方分權之國、不須設間接官治一級、以事分隸於地方之故。惟是我國情形不同、純然中央集權與純然地方分權之制、均難適用。揆時度勢、似以四級具備爲宜。

臣等再四籌維、擬以各部現行職掌爲經、以四級機關爲緯、分別部居、列爲簡表。遇有應行改併增減之處、附加按語。纂成「行政綱目」一編、繕具清本、恭呈御覽。俟命下後、即由臣館咨送各該衙門、逐條核酌。如有尚須量爲變通損益、及事隸兩部或數部者、由各該衙門分別會商、詳細簽注、限兩月內咨覆到館。再由臣館詳加釐訂、會同內閣・會議政務處覆核、具奏請旨、欽定實行。此後籌備事宜、如釐訂官制・清理財政等項、悉據此以爲準的。其資政院暨諮議局權限、亦即以此爲範圍、庶幾綱舉目張、有條不紊矣。

如蒙俞允、即由臣館咨行各衙門、欽遵辦理。

所有酌擬行政事務明定權限辦法緣由、謹繕摺具陳。伏乞皇上聖鑒訓示⁽⁸⁾。謹奏。

宣統二年二月二十九日⁽⁹⁾

憲政編查館大臣和碩慶親王臣奕劻

憲政編查館大臣大學士臣世續

憲政編查館大臣協辦大學士臣鹿傳霖

憲政編查館大臣署大學士臣那桐

憲政編查館大臣侍郎臣吳郁生⁽¹⁰⁾

(1) 『大清宣統新法令』では、この箇所は省略。

- (2) 前稿では、「剋」に置き換えて表記。
- (3) 前稿では、「踏」に置き換えて表記。
- (4) 『大清宣統新法令』では、「行」と誤記。
- (5) 前稿では、誤って脱字とする。
- (6) 前稿では、誤って脱字とする。
- (7) 前稿では、誤って脱字とする。
- (8) 『大清宣統新法令』では、この箇所は省略。
- (9) 『大清宣統新法令』では、この後に「奉旨著依議欽此」の六字あり。
- (10) 『大清宣統新法令』では、この箇所は省略。

【訳文】

臣奕劻ら、憲政準備の基本としての行政事務のすみやかなる権限明確化につき、実施方法を検討して上奏し、陛下の勅裁を仰ぎ願うの事。

ひそかに思いますが、君主立憲政体では統治権は君主に属し、その上で立法・司法・行政は、権限を分けて執行いたします。これこそ立憲の要義であります。謹んで欽定憲法大綱を案じますに、君主は国家を統治する大権を有し、およそ立法・行政・司法はみなその総攬に帰します。その上で議院が立法を協賛し、政府が行政を輔弼し、法院が法律に遵って司法を行うことになっております。まことに朝廷が広く「諸外国の」先例を採用して適切にまとめたことがうかがえる内容で、「改革へと向けた」気運が確立されることで社会の見識は一新されるであります。

この二年間、既に各項目の準備がなされ、例えば各省の輿論を採り上げる場所として諮議局が開設され、上下議院の基礎として資政院の開設も着手されました。また法院編制法も既に頒布され、首都や東三省においては各級の審判庁が成立し、その他の各省においても順次設立に着手され、期限通りに実施を見えています。このように立法・司法の両分野においては、基礎は既に確立されております。もし行政機関についてすみやかに整理の法を講じなければ、改革の推進に利ならざるのみならず、かつ弊害の多々生ずることを恐れるものであります。つつしんで我が皇帝陛下のために、詳しくご説明申し上げます。

まず第一に、行政権が立法権により操縦されるようになることであります。三権分立は、もとより憲政の精神であります。君主立憲国では君主の統治大権がその上に位置付けられています。三権の中では、ただ司法機関のみが単身独立しております。互いに関連しあい、対等の地位にあるものは、立法と行政の二者であります。しかし実際状況に照らしてみれば、この二者が対等であると、どちらか譲歩しようとしません。必ずや片方のいずれかが運用の権を実質的に握ることで、はじめて調和の取れた状況になります。その議院政治の国にあつては、すなわち議院が政府を操縦します。その大権政治の国にあつては、すなわち政府が議院を操縦します。こちらでなければ、すなわち議院が政府を操縦します。その明証は東西各国〔の事例〕より徴することができます。我が国の憲法は、既に大権政治主義を採用しており、すなわち議院政治は絶対に相い容れるものではありません。ゆえに制度確立の始めにあつては、三権の機関は必ずや同時に設立するべきで、いずれかを欠くことは不可であります。そうでなければ立法の基礎が先に確立され、〔立法分野の人材は〕その能力を錬磨して知識を増進していく一方で、行政機関は旧態依然たるままで、とてもそれに対応することができません。たとえ人材があつたとしても、〔能力を〕育成していくすべがないのです。優劣は明白で、必然的に立法権が行政権を操縦する局面が出現しましょう。かくして君主立憲の主旨は、破壊されて収拾不可能となるのでありま

す。

第二に、行政の系統及び責任が不明確となることであります。およそ国家行政で同一の事務は、必ずや同一の官庁が統轄します。系統が明らかとなれば、責任は自然と〔特定機関の〕専門に帰し、〔政策の〕方向を定めて進行を促すことができず。現在の制度では、一つの事務で複数の部局に属するものがあり、一つの官庁で諸々の事務を兼轄するものがあります。互いに牽制すれば紛争を招き、互いに押し付けあえば事務を停滞させます。宮中と政府の未分離ということについて言えば、皇室事務と国家事務とが混合して一体化したままであります。職掌の未確定ということについて、行政機関と特設機関とで、ややもすると〔権限をめぐる〕対立が表面化いたします。これらの数点をまとめますに、行政機関の整理がいよいよ待った無しであるということでありす。

第三に、国家行政と地方行政との権限の境界が不明確となることであります。行政事務のどの分野が中央の直轄に帰し、どの分野が地方の管理に帰すべきかは、その性質を見きわめた上で、本来〔帰属する〕特定の部署があるべきことで、混乱があつてはなりません。現在の制度では、本来中央の直轄に帰すべきでありながら地方の責任として重要な事務が往々にしてあります。久しく踏襲されてきて、区分することは困難であり、そのことで政令の不一致がもたらされ、統一化するすべがありません。昨年各省の諮議局が開会しましたが、また〔両者の〕境界が不明確なことから、ややもすると権限を侵犯する心配がありました。たびたび各省の総督・巡撫より国家行政と地方行政をどう区別すべきかということについて、本館に問い合わせがありました。基準がまだまだ定められていないことから、明確に回答指示することはできませんでした。本年資政院の召集は目前に迫っております。もしそれに先立って詳細に規定を行わなければ、権限の争執がやむことがないことを最も恐れるものであります。

第四に、行政事務の分類がなされないことで、財政の整理に着手できないことであります。「逐年籌備事宜」では、

既に国家財政と地方財政の区分があります。すなわち国家行政事務の分類と地方行政事務の分類は、必ずや先に逐一画分しておくべきであります。そうした後に、行政経費ははじめて根拠を得て配分できるようになり、財政の整理ははじめて措置をとれるようになって、予算決算も実行可能となります。現状では中央での各部の計画も、地方での各省の措置も、ともに財力の限界で推進することができません。重要な政策課題があつても、各部の大臣は〔具体的に実行方針を〕検討できず、必要な経費は〔担当部局に〕自ら捻出させるか直接各省に割り当てて拠出させます。その結果を追究すると、往々にして調達可能な財源がないことで、重要政策が実行できないということに行き着きます。これは臣らが最も深刻に憂慮するところであります。

以上に述べましたように、行政の關係するところはまことに大きく、〔行政〕機関の整理は実に本源的な問題で先延ばしにできることではないということは明白であります。ただ、病を治める者は必ずやその原因を察し、糸を整える者は必ずやまずその乱れを正します。現在の行政の弊害は、職掌がはつきりせず、そのことで権限が不明確になることによるからであります。ならば整理の法は、必ずや先に職掌を規定して権限の所在を明らかにするべきであり、そうすることではじめて整理統一の効果を収めることができます。このように行政職権の画分は、行政整理の本源中の本源と言つて良いことなのであります。

行政の要義を考えまするに、二つのことが挙げられます。一つめは事務の性質を区分すること、二つめは執行の機関を区分することでありませう。

国家行政事務は、本来きわめて煩瑣であります。必ずやその種類を分類して区分し、その上で部を設置して統轄させます。行政事務の種類は、大きく五つに分けられます。いわく内務行政、いわく外務行政、いわく財政、いわく軍政、いわく司法行政。その他の事務は、国家行政の列にはなく、即ち国家行政事務の系統には属しません。部の分け方につ

いては、各国で多少違いがあります。我が国の現在の制度では、外務部を設置して外務行政を司らせ、以下度支部は財政、陸軍部は軍政、法部は司法行政をそれぞれ司らせております。民政部・学部・農工商部・郵伝部・理藩部については、分担して内務行政を司らせております。各国の制度と比較すると異同があるものの、国情に照らせば変更点も妥当に属すると言えましょう。ただしこの五分類による行政機関というのは、どれか一つが欠けても国政が成り立たないものであり、このことは中国も各国ももとより共通していることなのであります。

執行機関については、おおよそ四級に分かれます。第一は直接官治。中央政府が法令によつて直接管轄し、あるいは各部が特に専門担当員を置いて各省に派遣して事務を執行させ、その直属のもとにあるものであります。第二は間接官治。中央政府が各省の官吏に委任して法令に基づき執行させ、各部からは特に専門担当員を派遣しないものであります。

第三は地方官治。各省の官吏が法令に遵つて執行するものです。第四は地方自治。各自治体の職員が法令に遵つて執行するものです。おおよそ中央集権の国では、「行政の」事務は民政部に統轄されることから、地方官治の一級は設けません。おおよそ地方分権の国では、「行政の」事務は地方に所属することから、間接官治の一級は設けません。ただ我が国は状況が異なり、純然たる中央集権制と純然たる地方分権制は、いずれも適用が困難であります。現時点での状況をはかりますに、この四級を全て備えるのが適切であろうと思われまます。

臣らは再三検討を行い、各部現行の職掌を横列に、四級の各機関を縦列にとつて「行政事務の」種類ごとに分けて表を作成することにいたしました。もし改編や加除をすべきところがあれば、意見を付け加えておきました。以上を「行政綱目」一編としてまとめ、清書して御覧に呈します。御裁可の下るのを待つて本館より該当の各官庁に送付し、項目ごとに検討させます。もしすべからく変更・修正を加えるべきもの、及び複数の部門に管轄がまたがるものがあれば、該当する各官庁によりそれぞれ協議して詳細に意見を付け加えさせ、二ヶ月以内に本館へ提出させます。そして再度本

館より詳細に訂正を加えた上で、内閣・會議政務処と合同で上奏して勅旨を仰ぎ、欽定を得て実行に移します。これ以後の官制の改正や財政の整理などといった「憲法公布に向けた」準備事項については、ことごとくこれを基準にすることといたします。資政院および諮議局の権限も、またこの内容を範囲とすることで、計画が明確に定まって秩序正しく行えるようになることを期待するものであります。

もし御裁可を蒙りましたら、ただちに本館より各官庁に送付し、勅命に遵って実行いたします。

以上、行政事務の権限明確化の手法検討につきまして、謹みて上奏文にまとめて申し上げます。伏して陛下の御裁断を仰ぎたてまつります。謹んで上奏いたします。

宣統二年二月二十九日

憲政編查館大臣 和碩慶親王 臣奕劻

憲政編查館大臣 大学士 臣世統

憲政編查館大臣 協辦大学士 臣鹿傳麒（休暇中）

憲政編查館大臣 署大学士 臣那桐

憲政編查館大臣 侍郎 臣吳郁生

三 行政綱目 補訂

凡例

- ・ 前稿「清末行政綱目訳註（二）」（三）」に掲載した内容について、中国国家図書館古籍館所蔵の「欽定行政綱目」を参照して、誤脱が存在していると認定しうる箇所を示した。
- ・ 掲載は、修正箇所ごとに、原文・訳文の順に配置した。
- ・ 修正した箇所については、原文に傍線太字で表記し補註を施して、註文でどのように修正したかを説明した。
- ・ 原文については、前稿に準拠して筆者の手で句読点などを施し、事務項目については、便宜的に丸数字を付して区分した。
- ・ 訳文については、前稿に準拠して筆者により補った部分を「〔 〕」で示した。

外交行政事務分配表 第四

司別	事務條目	直接官治	間接官治	附考
和會司	請賞寶星	●●	○	按中外衙門、時 ⁽¹⁾ 有奏請賞給 ⁽²⁾ 洋員寶星之事、將來應統歸外務部核定具奏。

- (1) 『大清宣統新法令』では、「時」なし。
 (2) 『大清宣統新法令』では、「結」と誤記。

和会司	司
②勲章の授与	事務項目
○	直接官治
×	間接官治
<p>中央・地方の各官庁から、外国人職員に勲章を授与しよう上奏がなされる事があるが、将来は全て外務部により検討の上で上奏するようになすべきである。</p> <p style="text-align: center;">備考</p>	

財政事務分配表 第五

司課税				司別	備考
單執照	考核進出口 ⁽²⁾ 税、則發給關	(中略)	雜各税	事務條目	
●●	●●		○	稽核各省商貨 統捐 ⁽¹⁾ 、及當	直接官治
	●●		○		間接官治
○			●●		地方官治
○			○		地方自治
				此與第三・第四等項、除印花・煙酒稅外、應參酌情形、分別劃作地方稅。	

- (1) 『大清宣統新法令』では、「税」に作る。
(2) 『大清宣統新法令』では、「口」なし。

會計司	司
事務項目 ⑦各省の春秋 各季の撥冊事 務の検査処理	事務項目 直接官治
○	間接官治
×	地方官治
×	地方自治
	備考

(1) 『大清宣統新法令』では、「冬」と誤記。

會計司	司別
核辦各省春秋 各 ⁽¹⁾ 撥冊事宜	事務條目 直接官治
●●	間接官治
○	地方官治
○	地方自治
	附考

税課司			司
⑦各税関の移 出入税収額の 比較検査	(中略)	②各省の商貨 統捐、及び当 雜各税の監査	事務項目 直接官治
○		×	間接官治
○		×	地方官治
×		○	地方自治
×		×	備考
			この項目と③項、④項などについては、印紙税・煙草税・酒税以外 は状況を検討してそれぞれ地方税に移管すべきである

民政部行政事務分配表 第八

司別	事務條目	直接官治	間接官治	地方官治	地方自治	備考
警政司	司法警察	●●	○	○	○	第二・第三兩項、純屬直接 ^① 官治。但創行之初、暫委諸督撫亦可。

(1) 『大清宣統新法令』では、「按」と誤記。

學部行政事務分配表 第九

司別	事務項目	直接官治	間接官治	地方官治	地方自治	備考
警政司	②司法警察	○	×	×	×	②③の兩項は、純然たる直接官治に屬す。ただ創設当初は、暫時督撫に委任してもまた可とする。

司別	科別	事務條目	直接官治	間接官治	地方官治	地方自治	備考
專門司	庶務科	凡關於圖書館・博物館・天文台・氣象台等事、均歸辦理	●●	○	○	○	按此項、皆爲特設機關。其附於本部者、應設專員司之、不隸本司 ^① 。

(1) 『大清宣統新法令』では、「司」が脱落。

専門司	司
庶務科	科
⑦およそ図書館・博物館・天文台・気象台等に関する事は、均しく〔本司の〕事務に帰す	事務項目
○	直接官治
×	間接官治
×	地方官治
×	地方自治
この項目を案ずるに、みな特設機関である。その本部に附属するものは、専門担当者を立てて管轄させるべきであり、本司に隷属させるべきではない。	備考